

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案
及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の
一部を改正する省令案に関するパブリックコメント

2021年7月21日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室あて提出

2020年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、世界は一変した。私たちが暮らすまち並みは変わり、緊急事態宣言等により、まちは閑散とし、国境を越えた人の動きはもちろんのこと、都道府県を越えた移動も減少している。

人口の多い大都市圏を中心として医療体制は逼迫し、観光分野や飲食分野などを中心として雇用情勢が悪化し、特に若年層や女性、非正規雇用労働者など弱い立場にある人々に、より重くのしかかっている。

このような「不公正」な状況で、学生を中心とした特定の人々に負担を強いる「不公正」な状況を私たちは、看過することができない。

社会福祉士は、子どもたちの福祉の増進をはじめ、障害者、高齢者などあらゆる分野で、ソーシャルワークを必要とする人々とともに、実践している。社会全体の利益のために実践する者である。社会全体の利益を守るためには、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験を受験する特定の人々に負担を強いるのではなく、社会全体利益のために必要な負担を国全体で負担することが必要であり、国として必要な財政措置をとるべきと考える。

以上